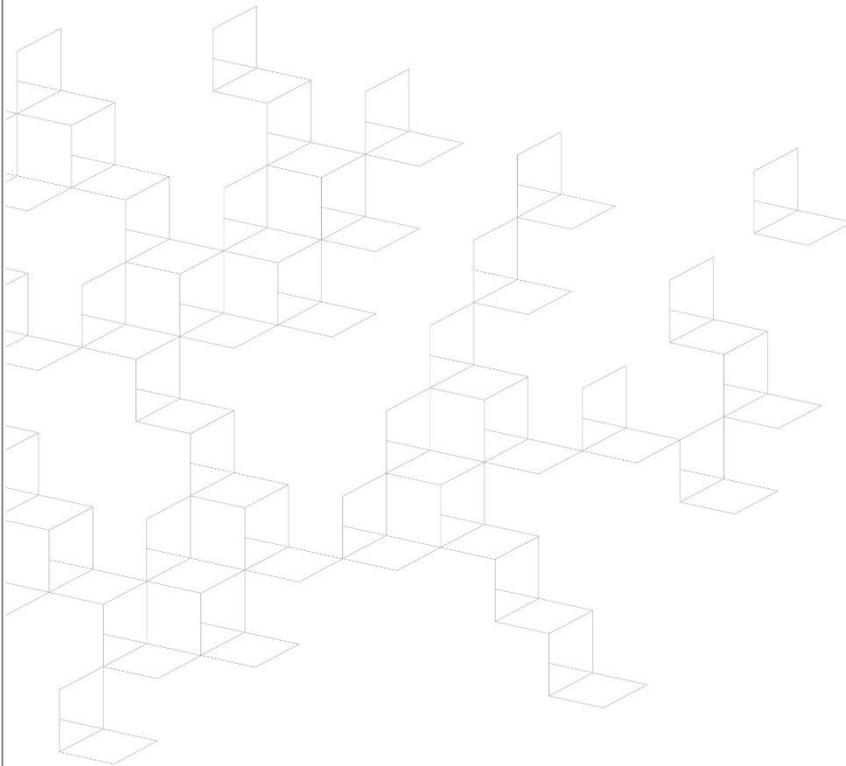


# 定款

---



# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ネクソンと称し、英文では NEXON Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットを利用したオンラインゲームの配信
- (2) ゲームソフトウェアおよびその他のコンピューターソフトウェアの企画、開発、販売および賃貸
- (3) コンピューターおよびインターネットを利用した情報提供サービス
- (4) コンピューターのハードウェアおよび周辺機器の輸出入、販売および賃貸
- (5) コンピュータシステムの開発設計、制作、保守管理、運営および販売
- (6) 著作権、意匠権、商標権および工業所有権の取得、販売、使用許諾ならびにその管理運用
- (7) キャラクター商品の企画、開発およびデザイン
- (8) 玩具、文房具、室内装飾品、衣料品、装身具、家具、食器、寝具、スポーツ用品等前項のキャラクターを付した商品の販売
- (9) 通信販売業
- (10) 広告の企画制作および広告代理業
- (11) インターネットのホームページの企画立案
- (12) 不動産の賃貸および管理
- (13) 出版業（電磁的記録媒体および電子出版を含む）
- (14) コンピューター技術者の指導養成および教育の受託
- (15) 企業の合併、営業譲渡、資本参加、資産売却、技術供与および業務提携に関する斡旋、仲介およびコンサルタント業務
- (16) 経営コンサルタント業務
- (17) 電子マネーおよびその他の電子的価値情報（物品、情報またはサービス等の購入、利用もしくは交換に用いることができるもの）の発行、販売および管理ならびにこれらの業務の受託
- (18) 遊戯設備を備える施設の企画および経営
- (19) イベントの企画および運営

(20) 飲食店業

(21) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,400,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主総会において、株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する

事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめの定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関および基準日)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決

議により定める。

- 2 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 3 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 4 前二項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

## 附則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、平成30年3月開催の第16回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)

第2条 変更前の定款第16条の規定の削除および変更後の定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月経過した日のいずれか遅い日後に、自動的に削除されるものとする。